

小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護

「健楽園つどい」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(第0690700315号)

当事業所はご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービス及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

目 次

1 事業者	1
2 事業所の概要	2
3 従業員の配置状況	3
4 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
5 サービス提供における事業者の義務	9
6 サービスの利用に関する留意事項	9
7 身体的拘束について	10
8 非常災害対策	11
9 虐待の防止について	11
10 衛生管理等について	11
11 業務継続計画の策定等について	11
12 事故発生時の対応	12
13 損害賠償について	12
14 サービス利用をやめる場合	12
15 苦情の受付について	13
16 個人情報使用同意書	15

1 事業者

- | | |
|-----------|------------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 ^{いっこうかい} 一幸会 |
| (2) 法人所在地 | 鶴岡市美原町 4 番 40 号 |
| (3) 電話番号 | 0235—25—2881(代表) |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 北楯 祥子 |

(5) 設立年月日 平成元年 6 月 13 日

(6) 事業者が行っている業務

介護老人福祉施設池幸園	指定介護老人福祉施設サービス
池幸園ショートステイみはら(空床型)	指定短期入所生活介護 指定介護予防短期入所生活介護
サテライト池幸園	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
池幸園ショートステイ	指定短期入所生活介護 指定介護予防短期入所生活介護
デイサービスセンター健楽園	指定通所介護 鶴岡市通所型サービス(現行相当)
健楽園ホームヘルパーセンター	指定訪問介護 鶴岡市訪問型サービス(現行相当・サービス A) 指定障がい福祉サービス(居宅介護重度訪問介護)
健楽園居宅介護支援センター みはら	指定居宅介護支援
健楽園地域包括支援センター	鶴岡市委託事業・指定介護予防支援
小規模多機能型居宅介護支援事業所 健楽園「つどい」	指定小規模多機能型居宅介護 指定介護予防小規模多機能型居宅介護
さん・陽光	登録サービス付き高齢者向け住宅

2 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類

事業所名	小規模多機能型居宅介護事業所健楽園つどい
所在地	鶴岡市陽光町 9 番 20 号
電話番号	0235-33-8107 FAX 0235-29-2684
サービスの種類	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 短期利用居宅介護
登録定員	29 名
サービスの種類	通いサービス (利用定員 18 名)
	訪問サービス 随時
	宿泊サービス (利用定員 9 名)

(2) 営業日及び営業時間

営業日	毎日	
利用時間	通いサービス	午前 9 時から午後 4 時まで
	訪問サービス	24 時間
	宿泊サービス	午後 4 時から翌日午前 9 時まで

- (3) 実施地域 鶴岡市の朝暘第四小学校の通学区域
(湯田川・田川地区を除く)

3 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して小規模多機能型居宅介護サービス及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供する従業員として以下の職種の従業員を配置します。

＜主な従業員の配置状況＞※従業員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	人 員	
管理者	1 名（兼務）	利用申し込みにかかる調整、業務の現地状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
介護支援専門員	1 名（兼務）	居宅（介護予防）サービス計画、（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画の作成・変更を行う。
介護従業員	1 3 名 （兼務 2 名）	利用者心身の状況の把握、適切な介護を行う。
看護従業員	1 名	利用者の健康状態の把握、必要な看護を行う。

4 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所で提供するサービスについて

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第 4 条参照)

以下のサービスについては、利用料金の大部分(通常 9 割、一定以上の所得者は 8 割または 7 割)が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

① 食事(但し、食材料費及び調理に係る費用に相当する額は、別途いただきます。)

＊食事は地域密着型介護老人福祉施設サテライト池幸園から提供します。

② 入浴

＊個別入浴又は清拭を行います。

③ 排せつ

＊排せつの自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

＊ご契約者の心身の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復又はその減退の防止に努めます。

⑤ 送迎サービス

＊ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。ただし、通い時間以外の送迎については相談の上決定します。また、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

⑥ 健康観察

＊血圧・検温の測定、健康状態の観察を毎回行い、体重は毎月測定します。

<サービス利用料金>(契約書第6条参照)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)をお支払いください。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

【介護予防小規模多機能型居宅介護】(1ヶ月あたり)

介護度	同一建物以外に居住している	同一建物に居住している (さん・陽光居住者)
要支援1	34,500 円	31,090 円
要支援2	69,720 円	62,810 円

注:通常は上記金額の 10/100、一定以上の所得者は 20/100 又は 30/100 が自己負担額となります。

【小規模多機能型居宅介護】(1ヶ月あたり)

介護度	同一建物以外に居住している	同一建物に居住している (さん・陽光居住者)
要介護1	104,580 円	94,230 円
要介護2	153,700 円	138,490 円
要介護3	223,590 円	201,440 円
要介護4	246,770 円	222,330 円
要介護5	272,090 円	245,160 円

注:通常は上記金額の 10/100、一定以上の所得者は 20/100 又は 30/100 が自己負担額となります。

【小規模多機能型居宅介護利用料金に加算する額、1ヶ月あたり】

加算項目	金額	
看護職員配置加算(Ⅱ)	7,000 円	常勤の准看護師を1名以上配置している場合。

注:通常は上記金額の 10/100、一定以上の所得者は 20/100 又は 30/100 が自己負担額となります。

短期利用居宅介護費

小規模多機能型居宅介護の宿泊室に空床がある場合、登録定員に空きがあり、緊急や

むを得ない場合等、一定の条件下において、登録者以外の短期利用が可能となります。

利用要件

- ①小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員に空きがある場合。
- ②利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用が必要と認めた場合であって、当事業所の介護支援専門員が、当事業所の登録者に提供されるサービスに支障がないと認めた場合。
- ③利用期間は 7 日以内（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は 14 日以内）であること。
- ④当事業所が提供するサービスが過少である場合の減算を受けていない場合。
- ⑤指定基準に定める従業員数を配置している場合。

【短期利用(介護予防)居宅介護費】（1 日あたり）

介護度	金額
要支援 1	4,240 円
要支援 2	5,310 円
要介護 1	5,720 円
要介護 2	6,400 円
要介護 3	7,090 円
要介護 4	7,770 円
要介護 5	8,430 円

注:通常は上記金額の 10/100、一定以上の所得者は 20/100 又は 30/100 が自己負担額となります。

【短期利用居宅介護利用料金に加算する額】

認知症行動・心理症状緊急対応加算	2,000 円 (1 日当たり) (7 日間が限度)	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期利用居宅介護を利用することが適当であると判断したものに対し、サービスを行った場合。
------------------	----------------------------------	---

【介護予防、介護利用料金に加算する額、1 ヶ月あたり 共通の加算】

加算項目		
初期加算	300 円 (1 日当たり)	登録した日から起算して 30 日以内。 30 日を超える入院後に再利用した場合。
サービス提供体制強化加算 (I)	7,500 円	従業者のうち介護福祉士の占める割合が 100 分の 70 以上である。または、勤続 10 年以上の介護福祉士の占める割合が 100 分の 25 以上である。

認知症加算（Ⅰ）	9,200 円	認知症介護実践リーダー研修等修了者を 1 以上配置。専門的な認知症ケアを実施。事業所の従業員に対し技術的指導に係る会議を定期的に開催。認知症介護指導者研修修了者を 1 名以上配置。
認知症加算（Ⅱ）	8,900 円	認知症介護実践リーダー研修等修了者を 1 以上配置。専門的な認知症ケアを実施。事業所の従業員に対し技術的指導に係る会議を定期的に開催。
認知症加算（Ⅲ）	7,600 円	日常生活に支障をきたす恐れのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の方。（日常生活自立度ランクⅢ・Ⅳ又はⅤに該当する方）
認知症加算（Ⅳ）	4,600 円	要介護状態区分が要介護 2 であり、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の方。（日常生活自立度Ⅱに該当する方）
若年性認知症利用者受入加算	8,000 円	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めている。
科学的介護推進体制加算	400 円	ケアの内容・計画や利用者の状態等の情報を厚労省に提出し、そのデータを分析・評価した結果が厚労省よりフィードバックされる仕組み。事業所でこの情報を活用してケアの向上に取り組む。
中山間地域等の小規模事業所加算	基本料金に 10% を乗じた金額	厚労大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合。中山間地域等に事業所が所在する場合や居住している利用者に対してサービス提供をした場合。【対象地域：豪雪地帯】
介護職員等処遇改善加算	利用料金に 14.9% を乗じた金額	

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。

要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）

また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。

償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

【市町村民税非課税のご契約者】

〈サービス利用料金の減額〉

「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」を提示したご契約者は、サービス利用料金の自己負担額について、確認証に記載の減額割合に基づき、自己負担額を軽減します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 食事の提供に要する費用

ご契約者に提供する食事に要する費用です。

行事食の場合は下記料金に 200 円が追加となります。

料金：朝食 440 円

昼食 680 円

夕食 510 円

ご契約者の希望に基づいて特別な食事を提供しますが、要した費用の全額が自己負担となります。

ただし、「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」を提示したご契約者は、確認証に記載の減額割合に基づき負担額が軽減されます。

② 宿泊に要する費用

ご契約者に提供する宿泊に要する費用です。

料金：一泊につき 1,800 円

③ 洗濯に要する費用

ご契約者に提供する洗濯に要する費用です。

料金：一回につき 500 円

④ 通常の実施地域以外の地域に居住する利用者への送迎費用

利用者の選択により通常の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用です。

料金：事業所から片道5キロメートル以上とし、1キロメートル当たり 50 円

通常の実施地域：鶴岡市の朝暘第四小学校の通学区域

（湯田川・田川地区を除く）

⑤ 通常の実施地域以外の地域の居住する利用者への訪問にかかる費用

利用者の選択により通常の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合に要する交通費用です。

料金：片道 5 キロメートル以上とし、1 キロメートル当たり 50 円

⑥ 複写物代

ご契約者が自己のサービス提供に関する記録の複写物の交付を受ける場合は、1 枚につき 10 円の実費負担となります。

⑦ その他の料金

趣味活動の材料費、レクリエーション費用等も含め、日常生活においても通常必要となる費用については、ご契約者の自己負担となります。

- ◎ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合は、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法(契約書第 6 条参照)

- ① 前記(1)、(2)の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 26 日までに以下の方法でお支払いください。

ア. 契約者が指定する金融機関の口座から振替による支払いとなります。
イ. 利用月の翌月 26 日に振替をします。

- * 25 日まで振替金額の入金をしておいてください。
- * 祝祭日等で金融機関が振替業務を休業している場合は、翌営業日となります。

※引き落とし手数料として別途ご負担いただきます。

- ② 理美容代、複写物、趣味活動の材料費、レクリエーション費用等は、そのつど現金による支払いとなります。

(4) 利用の中止、変更、追加(契約書第 7 条参照)

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護の利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日の前日午後 5 時までに事業者申し出てください。

- 利用予定日の前日午後 5 時までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

利用前日午後 5 時までに申し出があった場合	無 料
利用前日午後 5 時までに申し出がなかった場合	食費相当額

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

- ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5 サービス提供における事業者の義務(契約書第9条、第10条参照)

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

② ご契約者の体調、健康状態から見て必要な場合には、医師又は看護従業員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。

③ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともにご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

④ ご契約者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。

ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、記録するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

⑤ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じます。

⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)

ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

6 サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用に当たって、サービスを利用されているご利用者全員の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

① 施設・設備の使用上の注意(契約書第11条参照)

- ア 施設、敷地は本来の用途に従って利用してください。
- イ 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者から自己負担によって原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ウ 当事業所の職員や他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- エ 事業所内においては、他のご利用者との物の交換はできません。
- オ 事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

7 身体的拘束について

- (1) 当事業所は、サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (2) 当事業所は、やむを得ず前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- (3) 当事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
 - ①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催し、その結果について、介護従業員その他従業者に周知徹底を図ります。
 - ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備。
 - ③介護従業員その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための定期的な研修の実施。

8 非常災害対策

- (1) 当事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行います。
- (2) 当事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

9 虐待の防止について

- (1) 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、担当者を設置し次の措置を講じます。
 - ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、従業員への周知徹底を図る。
 - ②虐待防止のための指針の整備。
 - ③虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- (2) 当事業所は、サービス提供中に、従業員又は養護者（利用者の家族等当該者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10 衛生管理等について

当事業所は、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次に掲げる措置を講じます。

- (1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催し、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
- (3) 施設において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

- (4) (1) ～ (3) に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行います。

11 業務継続計画の策定等について

(1) 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（「業務継続計画」）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。

(2) 当事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3) 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12 事故発生時の対応

指定小規模多機能型居宅介護等の提供により、万一、事故が発生した場合は、速やかに事故内容及び経過を鶴岡市、当該利用者の家族へ報告を行うとともに、必要な措置を講じ、記録します。

当事業所は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

13 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償を減じる場合があります。

14 サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日からご契約者の要介護認定の有効期間満了日までとなりますが、契約期間満了の 2 日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができます。仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第 15 条参照)

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① ご契約者が死亡した場合② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合③ 事業所が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合 |
|--|

- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照ください。)
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照ください。)

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出(契約書第 16 条・第 17 条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 2 日前までに解約届出書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院した場合
- ③ ご契約者の「居宅サービス計画」が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく、ご契約者との契約に定める小規模多機能型居宅介護サービス又は介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他この契約を継続しがたい重大な事情が認められ場合
- ⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出(契約書第 18 条参照)

以下の事項に該当する場合には、この契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果この契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、相当の期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助(契約書第 15 条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

15 苦情の受付について(契約書第 20 条参照)

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

職氏名 副主任兼介護福祉士 遠藤 知絵

○受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

連絡先 電話番号 0235—33—8107

また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

(2) 苦情解決第三者委員

当法人は、苦情解決第三者委員もおりますので、いつでもご相談を受け付けることが出来ます。ご希望の方は当事業所にご連絡下さい。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

鶴岡市役所 健康福祉部長寿介護課	所在地 鶴岡市馬場町 9 番 25 号 電話番号 0235—25—2111(代表) 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで (月～金まで)
山形県国民健康保険団体 連合会	所在地 寒河江市寒河江久保 6 番地 電話番号 0237—87—8006 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで (月～金まで)
山形県福祉サービス運営 適正委員会 (社会福祉法人山形県社 会福祉協議会)	所在地 山形市小白川町 2 丁目 3 番 31 号 電話番号 023—626—1755 受付時間 午前 9 時から午後 4 時まで (月から金まで)

私（利用者及びその家族を含む。）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

利用者の居宅サービス計画・施設サービス計画書（ケアプラン）に沿って円滑なサービスを提供するため、次の事項に使用すること。

①介護保険における介護認定の申請及び更新、変更時

②利用者のケアプランを立案・サービスの提供を行うための担当者会議での情報提供

③医療機関、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）等との連絡調整

④利用者が、医療サービスの利用を希望する場合及び主治医等の意見を求める場合

⑤その他介護サービス提供で必要な場合（緊急を要する場合を含む。）

2. 使用する事業所の範囲

居宅サービス計画に定められた事業所とする。

3. 使用する期間

契約締結の日から契約満了の日までとする。但し、契約が更新された場合はその更新の満了の日までとする。

4. 使用にあたっての条件

① 個人情報の提供は、必要最小限とし、提供にあたっては関係する者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

② 個人情報を使用した会議名、相手方、内容等を記録しておくこと。

令和 年 月 日

指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に際し、本書面に基つき重要事項の説明を行いました。

事業者

法人名 社会福祉法人一幸会
住 所 鶴岡市陽光町 9 番 20 号
名 称 小規模多機能型居宅介護事業所
 健楽園つどい

説明者職名

氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供開始に同意しました。

利用者(契約者)

住所

氏名 印

代理人(利用者が記名捺印できない場合)

住所

氏名 印

続柄